

静清処理区

凡 例



全体計画区域：
事業計画（認可）区域内の
下水道整備完了以降に整備を
進めていく予定の区域



事業計画（認可）区域：
現在下水道の整備を
進めている区域



下水道が使える区域



令和7年3月31日より
新たに下水道が使える区域



未供用区域（整備済）

